

滋慶医療科学大学 利益相反マネジメントポリシー

滋慶医療科学大学（以下「本学」という。）は、社会貢献を教育・研究と並ぶ本学の重要な使命の一つと位置づけ、医療及びその関連分野の研究成果を社会に還元するべく、産学官連携活動を積極的に推進している。

産学官連携活動を進める上で、教職員等（本学及び教職員が行う学外との共同研究、受託研究等に本学を所属先として参画する研究者及び学生を含む。）や大学が特定の企業等から正当な利益を得ること、又は特定の企業等に対し必要な範囲において正当な責務を負うことは妥当なことである。しかし、外部との経済的な利益関係等によって、大学における教育・研究上の責任や職務遂行に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれるようなことがあってはならない。

本学は、適切な利益相反マネジメントによって、大学の社会的信頼を確保するとともに、教職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備することを目的として、利益相反に対する本学の姿勢と基本的な考え方を、利益相反マネジメントポリシー（以下「本ポリシー」という。）として定め、産学官連携活動を通じた研究成果の社会還元を促進する。

1. 利益相反の定義

本学は、利益相反を次のとおり定義し、広義の利益相反をマネジメントの対象とする。

(1) 狭義の利益相反

教職員等又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究等の大学における責任が衝突・相反する状態をいう。

① 個人としての利益相反

教職員等の個人が得る利益と教職員等個人の大学における責任が衝突・相反する状態をいう。

② 大学（組織）としての利益相反

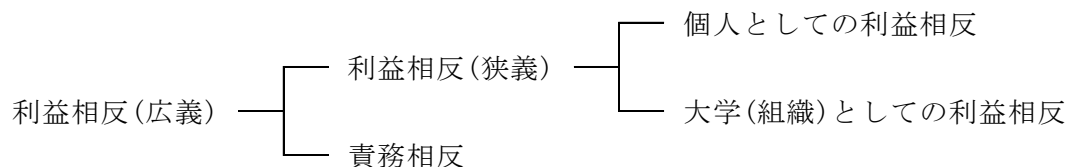
大学が組織として得る利益と大学の社会的責任が衝突・相反する状態をいう。

(2) 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っており、大学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

(3) 広義の利益相反

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。



2. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 本学は、産学官連携活動による社会貢献を重要な使命とし、産学官連携活動を推進する。
- (2) 本学は、産学官連携活動の過程で生じ得る利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、適切な利益相反マネジメントを行う。
- (3) 本学は、教職員等からの申告に基づき、第三者が利益相反の疑念を抱くおそれのあるものについては、適切な指導・助言等により、その解消を図る。
- (4) 本学における利益相反マネジメントは、教職員等の産学官連携活動を制限するものではなく、教職員等の自主性を最大限に尊重するとともに、大学の社会的信頼の確保と教職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するためのものである。

3. マネジメントの対象者と判断基準

- (1) 本ポリシーの適用対象者は、本学の教職員等とする。ただし、その他の者についても、利益相反マネジメント委員会が必要と認めた者を対象者に加えることができる。
- (2) 産学官連携活動において生ずる利益相反の状況が、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱し、本学の教育・研究活動の公正さに疑念を生じさせるか否かを利益相反マネジメントの基本的な判断基準とする。

4. マネジメント体制

- (1) 本学は、利益相反マネジメントを円滑に実施するため、必要な諸規程を整備し、教職員等に周知するよう努める。
- (2) 本学は、利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議を行うため、「利益相反マネジメント委員会」を設置する。

5. その他

本ポリシーを運用するために必要な具体的事項については、「滋慶医療科学大学 利益相反マネジメント規程」等に別途定める。

6. 本ポリシーの改廃

このポリシーの改廃は、学部教授会及び研究科教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- 1 このポリシーは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 このポリシーは、平成 31 (2019) 年 3 月 13 日から改正施行する。
- 3 このポリシーは、2020 年 8 月 12 日から改正施行する。
- 4 このポリシーは、2021 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 このポリシーは、2021 年 12 月 8 日から改正施行する。
- 6 このポリシーは、2026 年 3 月 11 日から改正施行する。